



## 第6節 基盤的施策の推進

本計画の目標を確実に達成するため、各種の環境保全施策を円滑に推進し、また環境保全のための行動を実践するため、次の基盤的施策を推進します。

### 1 環境影響評価の推進

#### (1)環境影響評価制度の適切な運用

- 環境影響評価法及び大分県環境影響評価条例の対象となる開発事業等については、事業者が実施した調査、予測及び評価について、市町村、専門家等の意見等を考慮し、科学的知見を踏まえた厳正な審査を行い、事業者に対して十分に環境へ配慮するよう指導します。また、事業者に対して地域住民と積極的にコミュニケーションを取り、事業に対する理解を得るよう求めるなど、環境影響評価制度の適切な運用を図ります。

#### (2)環境影響評価制度の充実

- 環境情報や調査、予測及び評価に係る技術などの環境影響評価に係る各種の知見の集積、事業の実施に伴う環境への影響の実態把握などに努めるとともに、これらを踏まえ、必要に応じて環境影響評価制度の見直しを行います。
- 環境影響評価の対象事業や規模要件については、事業の実施等による環境への影響を勘案し、全国の状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

### 2 環境に配慮した取組の推進

#### (1)環境マネジメントシステムの推進

- 事業活動に伴う環境への負荷の低減及び環境保全活動の推進に寄与するため、知事を環境管理統括者とした県独自の環境マネジメントシステムの取組を推進します。

同システムでは、全所属を対象として、①大分県環境基本計画の着実な推進、②環境に配慮した事業の推進、③地球温暖化対策実行計画の推進、④グリーン購入推進方針による物品調達、⑤環境法令を遵守した庁舎管理業務の5つの取組を一体的に実施、進行管理を行います。

#### (2)グリーン購入の促進

- 県の事務・事業においては、「大分県グリーン購入推進方針」に基づき、環境負荷の低減に資する製品や役務の調達に努めます。



### (3) 県が実施主体となる開発事業における環境に配慮すべき事項

#### ① 構想段階

- 事業計画地の選定にあたっては、周辺環境への影響に配慮し、周辺の土地利用との整合性を図るよう努めるとともに、道路、公共交通機関、下水道、廃棄物処理施設等の都市基盤の整備状況との整合性を図ります。

#### ② 計画段階

- 自然環境の著しい改変を伴う開発は極力避けるとともに、動植物の保護と生息・生育環境の保全に努めます。
- 崖崩れや土砂崩れ等を引き起こさないよう、周辺の地形・地質等に十分配慮します。
- 計画地内に林地や緑地、水辺など良好な自然環境が存在する場合は、それらの保全に努めるとともに、自然的要素の多いおおいのある空間の創出に努めます。
- 緑地や裸地の確保、緑化の推進、透水性舗装、雨水利用システム、中水道システムの採用などにより、地域の水循環の保全に配慮します。
- 計画地内に現存する樹木等の活用を図るとともに、植樹・植栽を行う場合には地域の潜在的な植生に配慮します。
- 建築物や工作物等の色、デザインなどは周辺景観との調和を図るとともに、十分な緑地や空間の確保に努めます。
- 歴史的文化的遺産を適切に保護・保存するとともに、これらを積極的に活用して周辺環境と調和した空間の創出に努めます。

#### ③ 実施段階

- 工事に伴う土砂や濁水の流出、粉じん、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動等の環境保全上の支障が生じないよう工法の工夫や工事用機械の選択などの適切な措置を講じるとともに残土や廃棄物を適正に処理します。
- 建設・建築資材には、地域材や再生資材等を積極的に採用します。

#### ④ 供用段階

- 日常の事業活動や施設の運営等にあたり環境保全上の支障が生じないよう適切な措置を講じます。
- 必要に応じて環境への影響について事業者がモニタリングを実施します。

### 3 公害紛争等の適正処理

- 公害苦情については、市町村との緊密な連携のもと、複雑多岐にわたる公害問題の発生状況を的確に捉え、地域住民の意向を十分に把握して適切な処理に努めます。
- 公害紛争については、公害紛争処理法に基づき、あっせん、調停及び仲裁など、紛争の態様に即した迅速かつ適正な処理に努めます。



- 公害健康被害については、有害物質の排出抑制や環境監視の充実等により、発生の未然防止に努めるとともに、健康被害発生時には、**汚染者負担原則**<sup>\*</sup>に基づき、迅速かつ公正に被害者の救済と健康の確保を図ります。